

(名称)

第1条 本会は、いばらき社会人リカレント教育懇談会と称する。

(目的)

第2条 本会は、社会人リカレント教育を進めることに賛同する企業や自治体等が連携し、社会人等の多様なニーズに対応した体系的な教育、学習機会の提供を促進することにより、茨城県を中心とした産業の発展や地域振興に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の人材育成について
- (2) 地域に求められる生涯学習・社会教育について
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本会の目的を遂行するために協力することを表明した団体とする。

(会員の入会及び退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、申込書を本会事務局に提出し、本会の承認を得なければならない。

- 2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。

(世話人)

第6条 本会に、会の運営を行うため、世話人を置く。

- 2 世話人は、会員の互選により決定する。

(顧問)

第7条 本会に、活動の助言を得るため、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任は、会員の推薦により合議で決定する。

(運営)

第8条 本会の運営に関する方針は、合議により決定する。

- 2 本会は、年1回程度開催するものとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、茨城大学社会連携センター（茨城県水戸市文京2-1-1）内に置く。

(会則の変更)

第10条 この会則の改廃は、本会の議を経て行う。

附 則

本会則は2019年2月22日より施行する。